

iDeCo加入者掛金に係る令和4年分の
小規模企業共済等掛金払込証明書(控除証明書)の発行時期と対象となる方

(※事業主払込を行っている第2号加入者を除く)

発行種類	発送予定日	納付方法	対象者	記載内容
一括発行	10月27日	毎月定額	当年1月から9月までに払込実績があった者	当年1月から9月までに払い込まれた金額 (10月から12月は払込予定金額)
		月別指定	①当年1月から9月までに払込実績があった者 ②当年分掛金の初回拠出を10月以降に設定している者	①当年1月から9月までに払い込まれた金額 (10月から12月は払込予定金額) ②当年10月から12月の払込予定金額
追加発行①	11月24日	毎月定額	①当年10月に初回払込実績があった者 ②前回発行時の払込金額と払込予定金額の合計額に変更が発生した場合	当年1月から10月までに払い込まれた金額 (11月から12月は払込予定金額)
		月別指定	①当年10月に加入申出を登録した者 (9月運営受付→10月入力) ②前回発行時の払込金額と払込予定金額の合計額に変更が発生した場合	
追加発行②	12月22日	毎月定額	①当年11月に初回払込実績があった者 ②前回発行時の払込金額と払込予定金額の合計額に変更が発生した場合	当年1月から11月までに払い込まれた金額 (12月は払込予定金額)
		月別指定	①当年11月に加入申出を登録した者 (10月運営受付→11月入力) ②前回発行時の払込金額と払込予定金額の合計額に変更が発生した場合	
追加発行③	令和5年 1月24日	毎月定額	①当年12月に初回払込実績があった者 ②前回発行時の払込金額と払込予定金額の合計額に変更が発生した場合 (12月26日の引落が出来なかった場合等)	当年1月から12月までに払い込まれた金額
		月別指定	前回発行時の払込金額と払込予定金額の合計額に変更が発生した場合 (12月26日の引落が出来なかった場合等)	
再発行	随時	毎月定額 月別指定	①追加発行より早く払込証明書が必要な場合 ②紛失等をした場合	再発行時点での払込実績金額と払込予定金額

【ご注意いただきたい事項】

(1)この証明書により所得控除を受けられる場合は、申告書の次の欄に、証明書に記載の「合計金額」を記入してください。

①税務署に確定申告書で申告する場合⇒「小規模企業共済等掛金控除」欄(別紙:記入箇所①)

②給与所得者の保険料控除申告書に記入する場合(年末調整を申告する場合)

⇒「確定拠出年金法に規定する個人型年金加入者掛金」欄(別紙:記入箇所②)

※記入に当たっては、各申告書の記載要領をご確認ください。確定申告書の様式は現時点ではイメージとなっています。

(2)「未納」や「一時停止」等で「0円」となった月の掛金を追納することはできません。

(3)住所変更や証明書の再発行を希望される場合は、加入手続をした際の受付金融機関(運営管理機関)にお申出のうえ、お手続きください。

(照会先)

国民年金基金連合会 コールセンター

TEL: 0570-003-105 (平日 9:00~17:00)

※ガイダンスが流れますので、番号「2」(払込証明書についてのお問合せ)を選択してください。

税務署長 令和〇〇年〇月〇日 令和〇〇年分の所得税及び復興特別所得税の申告書

第一表 (令和四年分以降用)

納税地	個人番号 (マイナンバー)	生年月日
現在の住所又は居所事業所等	フリガナ	氏名
令和1年の住所	職業	屋号・雅号
		世帯主の氏名
		世帯主との続柄
種類	特農の表示	整理番号
		電話番号
		自宅・勤務先・携帯

見本

単位は円

収入金額等	事業	営業等	区分	ア		
		農業	区分	イ		
	不動産	区分1	ウ			
		区分2				
	配当		エ			
	給与		オ			
	雑	公的年金等		カ		
		業務	区分	キ		
		その他	区分	ク		
	総合譲渡	短期		ケ		
長期			コ			
一時		サ				
所得金額等	事業	営業等	①			
		農業	②			
	不動産		③			
	利子		④			
	配当		⑤			
	給与	区分	⑥			
	雑	公的年金等		⑦		
		業務		⑧		
		その他		⑨		
	⑦から⑨までの計		⑩			
	総合譲渡・一時		⑪			
合計		⑫				
①から⑫までの計						
社会保険料控除		⑬				
小規模企業共済等掛金控除		⑭				
生命保険料控除		⑮				
地震保険料控除		⑯				
寡婦、ひとり親控除	区分	⑰~⑱		0000		
勤労学生、障害者控除		⑲~⑳		0000		
配偶者(特別)控除	区分1	㉑~㉒		0000		
扶養控除	区分	㉓		0000		
基礎控除		㉔		0000		
⑬から㉔までの計		㉕				
雑損控除		㉖				
医療費控除	区分	㉗				
寄附金控除		㉘				
合計		㉙				
㉕+㉖+㉗+㉘						

税金の計算	課税される所得金額	⑳		000	
	(㉑-㉒)又は第三表上の㉑に対する税額又は第三表の㉓	㉑			
	配当控除	㉒			
		区分	㉓		
	特定非営利活動法人等特別控除	区分1	㉔		00
		区分2			
	政党等寄附金等特別控除	㉕~㉖			
	住宅耐震改修特別控除等	区分	㉗~㉘		
	差引所得税額	(㉑-㉒-㉓-㉔-㉕)	㉙		
	災害減免額	㉚			
再差引所得税額(基準所得税額)	(㉙-㉚)	㉛			
復興特別所得税額	(㉛×2.1%)	㉜			
所得税及び復興特別所得税の額	(㉛+㉜)	㉝			
外国税額控除等	区分	㉞~㉟			
源泉徴収税額		㊱			
申告納税額	(㉝-㉞-㉟-㊱)	㊲			
予定納税額	(第1期分・第2期分)	㊳			
第3期分の税額	納める税金	㊴		00	
(㊲-㊳)	還付される税金	㊵		△	
修正申告	修正前の第3期分の税額(還付の場合は頭に△を記載)	㊶			
第3期分の税額の増加額		㊷		00	
その他の	公的年金等以外の合計所得金額	㊸			
	配偶者の合計所得金額	㊹			
	専従者給与(控除)額の合計額	㊺			
	青色申告特別控除額	㊻			
	雑所得・一時所得等の源泉徴収税額の合計額	㊼			
	未納付の源泉徴収税額	㊽			
	本年分で差し引く繰越損失額	㊾			
	平均課税対象金額	㊿			
	変動・臨時所得金額	区分	①		
	延納届出額		②		000
届届出	申告期限までに納付する金額	③		00	
		④		000	
還付される場所	銀行 金庫 相合 農協 漁協				
	郵便局 名等				
預金種類	普通 当座 振替 貯蓄				
口座番号					
記号番号					
公金受取口座登録の同意					
公金受取口座の利用					
整理欄	区分				
異動					
補完					
確認					

④⑤⑥⑦⑧⑨⑩⑪⑫⑬⑭⑮⑯⑰⑱⑲⑳㉑㉒㉓㉔㉕㉖㉗㉘㉙㉚㉛㉜㉝㉞㉟㊱㊲㊳㊴㊵㊶㊷㊸㊹㊺㊻㊼㊽㊾㊿

1

整理欄 管理 名簿

整理欄 区分 異動 補完 確認

令和〇〇年分の所得税及び復興特別所得税の申告書

整理番号

FA2302

住所フリ氏名

見本

①

所得の内訳

所得の種類 種目 収入金額 源泉徴収税額

総合課税の譲渡所得、一時所得に関する事項

所得の種類 収入金額 必要経費等 差引金額

特例適用条文等

配偶者や親族に関する事項

氏名 個人番号 続柄 生年月日 障害者 国外居住 住民税 その他

事業専従者に関する事項

事業専従者の氏名 個人番号 続柄 生年月日 従事月数・程度・仕事の内容 専従者給与(控除)額

住民税・事業税に関する事項

住民税 非上場株式の少額配当等 非居住者の特例 配当割額控除額 株式等譲渡所得割額控除額

整理番号 申告区分 申告年月日 所得種類 申告期限



税理士署名・電話番号

第二表 (令和四年分以降用) 第二表は、第一表と一緒に提出してください。国民年金保険料や生命保険料の支払証明書など申告書に添付しなければならない書類は添付書類台紙などに貼ってください。

保険料等の種類 支払保険料等の計 うち年末調整等以外
⑬ 小規模企業共済等掛金控除
⑭ 社会保険料控除
⑮ 生命保険料控除
⑯ 地震保険料控除
本人に関する事項
雑損控除に関する事項
寄附金控除に関する事項

記入箇所②

令和4年分 給与所得者の保険料控除申告書

所轄税務署長	給与の支払者の名称(氏名)	(フリガナ) あなたの氏名
	給与の支払者の法人番号	
税務署長	給与の支払者の所在地(住所)	あなたの住所又は居所

見本



保

保険会社等の名称	保険等の種類	保険期間又は年金支払期	保険等の契約者の氏名	保険金等の受取人		新・旧区分	あなたが本年中に支払った保険料等の金額(分配を受けた剰余金等の控除後の金額)	給与の支払者の確認
				氏名	あなたの住所			
一般の生命保険料								
						(a)	(a)	円
						(a)	(a)	円
						(a)	(a)	円
						(a)	(a)	円
(a)のうち新保険料等の金額の合計額		A	Aの金額を下の計算式Ⅰ(新保険料等専用)に当てはめて計算した金額		①	(最高40,000円)	計(①+②) ③	(最高40,000円) 円
(a)のうち旧保険料等の金額の合計額		B	Bの金額を下の計算式Ⅱ(旧保険料等専用)に当てはめて計算した金額		②	(最高50,000円)	②と③のいずれか大きい金額 ④	円
介護医療保険料								
						(a)	(a)	円
						(a)	(a)	円
						(a)	(a)	円
(a)の金額の合計額		C	Cの金額を下の計算式Ⅰ(新保険料等専用)に当てはめて計算した金額		⑤	(最高40,000円)	⑤	円
個人年金保険料								
				支払開始日		(a)	(a)	円
				支払開始日		(a)	(a)	円
				支払開始日		(a)	(a)	円
(a)のうち新保険料等の金額の合計額		D	Dの金額を下の計算式Ⅰ(新保険料等専用)に当てはめて計算した金額		④	(最高40,000円)	計(④+⑤) ⑥	(最高40,000円) 円
(a)のうち旧保険料等の金額の合計額		E	Eの金額を下の計算式Ⅱ(旧保険料等専用)に当てはめて計算した金額		⑤	(最高50,000円)	⑤と⑥のいずれか大きい金額 ⑦	円
計算式Ⅰ(新保険料等専用)※				計算式Ⅱ(旧保険料等専用)※				生命保険料控除額 計(⑥+⑦+⑧) (最高120,000円)
A、C又はDの金額		控除額の計算式		B又はEの金額		控除額の計算式		
20,000円以下		A、C又はDの金額		25,000円以下		B又はEの金額		
20,001円から40,000円まで		(A、C又はD) × 1/2 - 10,000円		25,001円から50,000円まで		(B又はE) × 1/2 + 12,500円		
40,001円から80,000円まで		(A、C又はD) × 1/4 + 20,000円		50,001円から100,000円まで		(B又はE) × 1/4 + 25,000円		
80,001円以上		一律に40,000円		100,001円以上		一律に50,000円		

保険会社等の名称	保険等の種類(目的)	保険期間	保険等の契約者の氏名	あなたが本年中に支払った保険料等の金額(分配を受けた剰余金等の控除後の金額)	給与の支払者の確認
地震保険料控除					
④のうち地震保険料の金額の合計額					⑧ 円
④のうち旧長期損害保険料の金額の合計額					⑨ 円
地震保険料控除額					⑧の金額 (最高50,000円) + ⑨の金額が10,000円を超える場合は、⑧ × 1/2 + 5,000円 ※ (最高50,000円)

社会保険の種類	保険料支払先の名称	保険料を負担することになっている人の氏名	あなたが本年中に支払った保険料の金額	
			円	
合計(控除額)				円

種類	あなたが本年中に支払った掛金の金額	
独立行政法人中小企業基盤整備機構の共済契約の掛金	円	
確定拠出年金法に規定する企業型年金加入者掛金	円	
確定拠出年金法に規定する個人型年金加入者掛金	円	
心身障害者扶養共済制度に関する契約の掛金	円	
合計(控除額)		円

◎この申告書の記載に当たっては、裏面の説明をお読みください。



②

※ 控除額の計算において算出した金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り上げます。

払込証明書（小規模企業共済等掛金控除証明書）に関するよくある質問（令和4年版）

令和4年10月28日
国民年金基金連合会

項目	項番	質問	回答
発行時期と対象者	1	発行スケジュールについて	①一括発行⇒令和4年10月27日（木） ②追加発行⇒令和4年11月24日（木） ③追加発行⇒令和4年12月22日（木） ④追加発行⇒令和5年1月24日（火） ※各発行タイミングでの対象者は「iDeCo加入者掛金に係る令和4年分の小規模企業共済等掛金払込証明書（控除証明書）の発行時期と対象となる方」ご参照。
	2	新規加入して初回引落が10月26日の場合、いつ届きますか？	11月24日に発送されます。
	3	10月27日一括発行分が届いているが、10月26日引落分が残高不足で引落できなかった。 引落ができなかった分を反映して払込証明書は届きますか？	11月24日に追加発行されます。 (10月引落は0円、11月と12月引落は引落予定金額が記載されます。)
	4	掛金額変更（または資格喪失など）をして10月から掛金額が変更になります。正しい金額の払込証明書を送付してもらえますか？	各種変更届を運営管理機関に提出いただければ、変更を反映した証明書が発行されます。具体的な発行月については、お客様の手続き状況によりますので、コールセンターへお問合せ下さい。
	5	月別で12月に年1回の引落を設定していて、10月27日一括発行分が届いているが12月26日引落分が残高不足で引落できなかったら0円での払込証明書が届きますか？	掛金額0円の払込証明書は発行されません。年末調整時に引落予定の証明書で提出した場合は確定申告で修正申告していただくようになります。
	6	月別で6月と12月の年2回の引落を設定しているが、6月が残高不足で引落されなかった。払込証明書はいつ届きますか？	10月27日の一括発行はされません。12月26日の引落がされれば翌年1月24日に発行されます。（12月26日引落がされないと1月24日も発行されません。）
	7	残高不足で引落ができず、「未納」となっている月がある。これから納付できますか？	残高不足などの理由で掛金が引落されなかった場合、その月の掛金は追納することができません。
送付先	8	10月に入ってから住所変更届を提出した。新住所へ送付してもらえますか？	再発行申請書に「住所変更提出済」と追記して手続きしていただければ、新住所へ送付いたします。
	9	住所変更手続きはどうすればよいですか？	運営管理機関へご連絡のうえ、お手続きをお願いいたします。払込証明書のお問合せ先欄にも電話番号を記載しております。
	10	払込証明書再発行届と住所変更届を同時提出したら、新住所へ発送されますか？	新住所へ発送されます。 住所変更届には「払込証明書再発行を同時提出している」、再発行申請書には「住所変更届を同時提出している」という旨を記入のうえ同時提出してください。
	11	登録住所が海外でも一斉発送（再発行依頼提出の場合も含む）されますか？	送付されません。国内の住所（実家等）があるならば、国内への住所変更届と払込証明書再発行届を提出いただければ、国内住所へ発送可能です。
再発行	12	再発行申請書を提出したら、どのくらい時間がかかりますか？	2週間程度かかります。（状況によって前後することがあります）
	13	過去の払込証明書を再発行してもらえますか？	一括発行後は今年分を含めた過去5年分まで再発行が可能です。 (平成30年分～令和4年分) 運営管理機関へ再発行依頼をお願いいたします。
記入方法	14	給与所得者の保険料控除申告書のどこに記入すればよいですか？	「小規模企業共済等掛金控除」の枠内の「確定拠出年金法に規定する個人型年金加入者掛金」の欄に合計金額を記入してください。
	15	申告書にはハガキのどの部分を添付すればよいですか？	左上に「重要」と記載がある払込証明書のページを切り取って添付してください。